

【事業内容】

区分	①新規雇用奨励事業	②店舗等増改築事業	③機械設備投資事業	④営業車両更新事業	⑤新規進出・起業・異業種参入支援事業	⑥工場誘致等奨励事業
支援内容	人材の確保を図るため新たに社員を雇用した事業所に対して支援する。	事業所の新築及び増改築を行うことにより、売上げの増加や作業が効率化され、新たな雇用が見込まれる事業所に対して支援する。	新規の設備投資や既存設備の更新により、新たな雇用が見込まれる事業所に対して支援する。	車両の更新等により、営業活動が拡大されるなど、雇用の拡大が見込まれる事業所に対して支援する。	町内に新たに進出する企業、町内で新規に起業する者及び異業種部門(日本標準産業分類の中分類で異なる業種)へ参入し、新たな法人を設立又は新たな事業を開始することにより雇用の拡大が見込まれる既存事業所に対して支援する。	・町内に工場を新設し、又は増設し、人材の確保を図るため新たに社員を雇用した事業所に対して支援する。
補助対象	町内事業所が、当該年度に町内に住所を有する新卒者及び離職者の正規社員を雇用する場合は定年に達する前5年以上の者又は非正規社員として、それぞれ1年を超える雇用契約をして採用した場合に助成	店舗・事務所・作業場・外構等の事業の用に供する建物等の新築及び増改築に要する経費	機械設備の新設及び既存設備と同等以上の設備投資に要する経費	営業活動に必要な新車購入に要する経費(車両はバントラックタイプとし、 営業車両と自家用車の使用区分が明確にできない場合は補助対象外とする。)	町内に新たに事業所を開設するため又は異業種参入のために必要な設備工事、機械器具、備品の購入に要する経費	・三種町工場誘致等奨励条例第4条各号のいずれかに該当する事業所が、町内に住所を有する新卒者、転入者及び離職者の正規社員、又は非正規社員として雇用契約をして採用した場合に助成 ・上記事業所が、工場の新設又は増設に伴い町内に2,000平方メートルを超える用地を取得する場合に助成
補助率及び補助額	正規社員の新卒者及び35才未満の離職者1人月額3万円、35歳以上の離職者1人月額2万円、非正規社員1人月額1万円とする。ただし、採用月から1人12ヶ月を限度とし支給する。	対象事業費の15%補助とし、1事業所30万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする。町外からの集客を見込める観光事業の場合は、対象事業費の30%補助とし、1事業所200万円を限度とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	対象事業費の15%補助とし、1事業所50万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする。工具器具等の場合、単価10万円以上で事業費合計が50万円以上とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	車両本体価格の15%補助とし、1事業所20万円を限度とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	対象事業費の30%補助とし、1事業所200万円を限度とする。ただし、対象事業費は100万円以上とする。機械器具、備品の場合、単価3万円以上で事業費合計が100万円以上のものである(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	・正規社員の新卒者、転入者及び35才未満の離職者1人月額36万円、35歳以上の離職者1人月額24万円、非正規社員1人月額12万円とする。ただし、採用月から1人3年を限度とし支給する。 ・用地取得費の1/3助成とし、1事業所30万円を限度とする。(用地取得費には、土地造成に要する経費であって町長が特に必要と認めたものを含む。)
その他要件	・社員採用時において、過去6ヶ月間に解雇を行っていないこととする。 ・正規社員は週40時間、非正規社員は週30時間以上勤務を基本とするが、これによりがたい場合は、別途協議する。 ・雇用台帳・雇用保険被保険者証の写し	・観光事業の場合は、三種町商工会へ事業計画書を提出し、経営指導を受け、審査会の承認を受けたもの。 ・改修に際しては、町内業者を利用するものとする。 ・店舗や事業所等との併用住宅の場合は、店舗や事業所等の部分について対象とする。ただし、共用部分は事業費を按分するものとする。	・機械設備は町内から購入するものとする。ただし、これによりがたい場合は、理由を明記する。 ・重機又は大型車両に類するものについて社名・屋号を塗装により1文字あたり7cm×7cm以上の大きさを表示するものとする。(マグネット不可) ・営業車両及び事務用機器は対象外とする。 ・機械設備が中古品の場合は、別途協議する。 ・リース契約等による分割支払いの場合は、補助対象外とする。	・営業車両は町内から購入するものとし、車両に社名・屋号を塗装により1文字あたり5cm×5cm以上の大きさを表示するものとする。(マグネット不可)ただし、これによりがたい場合は、別途協議する。 ・車検証の写し ・リース契約等による分割支払いの場合は、補助対象外とする。	・三種町商工会へ事業計画書を提出し、経営指導を受け、審査会の承認を受けたもの。 ・町外から進出する場合は、本社の納税証明書を送付 ・既存の事業所内に新規事業所を開設し、その区分を明確にできない場合は、補助対象としない。 ・税務署へ開業届(法人の場合は、法人設立届)をしていない場合は、雇書の写しを添付(未開業の場合は開業から2か月以内に提出するものとする) ・異業種参入の場合は、営業の種類によって、各種届出、許認可等の写しを添付	・正規社員は週40時間、非正規社員は週30時間以上勤務を基本とするがこれによりがたい場合は、別途協議する。 ・雇用台帳・雇用保険被保険者証の写し ・当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする工場等の建設に着手したときに交付するものとする。
<p>・農林漁業、医療業は補助対象外。 ・①は社員雇用から1か月以内に申請すること。 ・②～⑥は、事業の実施前に申請すること。(補助金の交付決定日以前に契約、発注した事業については、対象となりません。) ・②～④及び⑤の異業種参入については、三種町内で1年以上、事業を行っていること。 ・税金等及び上下水道料並びに温泉使用料も完納していること。 ・各事業とも雇用計画書を添付し、確実に雇用が見込まれること。 ・②～⑥は消費税を含む。 ・補助額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。 ・各メニューとも補助の限度額に関わらず、1事業所、年1回の申請となります。 (例)すでに機械設備投資事業で補助決定を受けた事業所は、その金額が補助限度額以下であっても、年度内に同じ機械設備投資事業での申請はできません。</p>						

地域雇用創出 推進事業

本事業は、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、中小企業基本法第2条の定めに従って、三種町内に主たる事業所又は住所を有する事業所が行う、雇用創出事業並びに新規企業(事業所)等進出の経費に対して補助をする制度で、新たな雇用が見込まれる事業所が助成の対象となります。

なお、交付決定前に契約、発注したものは補助対象となりませんので、必ず事前に申請してください。また、本制度は、予算がなくなりしだい終了しますので、利用を予定される事業所は、お早めに申し込みください。
詳細については、下記の問い合わせ窓口でご確認ください。

◆問い合わせ先 商工観光交流課 商工係 ☎ 85-4830
三種町商工会 本所 ☎ 83-3010
◆補助金申請窓口 商工観光交流課 商工係